

福岡県公報

平成二十六年六月二十七日
第三千六百六号
増刊 ②

目次

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則 選挙管理委員会 （保護・援護課）……………一	○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部 改正 （市町村支援課）……………二六	○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 （市町村支援課）……………二六	人事委員会 福岡県職員との配偶者同行休業に関する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………二六	○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正 する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………二七	○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正 する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………二七	○福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………二七	○福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………二八	○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正 する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………二八	○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 （人事委員会事務局給与公平課）……………二九
---	--	--	---	---	--	--	--	--	--

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十六年六月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十一号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和五十二年福岡県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「施行令」という。」を削る。

第三条第一項中「第二条第一項」を「第一条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第三項」を「第一条第五項」に改める。

第四条第一項中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に規定する通知は、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知書（様式第三十一号の二）により、同条第九項」に改める。

第七条を次のように改める。

（報告徴収等）

第七条 法第二十八条第二項又は法第二十九条の規定による報告徴収等は、それぞれ扶養義務履行照会書（様式第三十五号の二）又は調査依頼書（様式第三十六号）若しくは戸籍謄本及び戸籍の附票の写し発行依頼書（様式第三十七号）等によって行うものとする。

第十八条中「第七十八条」の下に「第一項」を加える。

第二十一条第一項中「第十条第一項」を「第十条第二項」に、「生活保護法指定

医療 助 施

療機関

産 師 指定申請書」を「生活保護法指定医療機関

術 者

指 定 申請書」に改め、同条
指 定 更新

中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「第

十条の二第一項」を「第十条の六第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施行規則第十条の八の規定による申請は、生活保護法指定

助産機関
指定申請書
施術機関

(様式第七十一号の二) によらなければならない。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(就労自立給付金の申請書等)

第二十二条 施行規則第十八条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給の申請は

、就労自立給付金申請書(様式第七十八号)によるものとする。

2 法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給するときの決定調書は、就労自立給付金決定調書(様式第七十九号)によるものとする。

3 法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書(様式第八十号)により通知するものとする。

様式第二十三号の三を次のように改める。

様式第23号の3(第3条)

同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第 7 7 条若しくは第 7 8 条の規定の施行のために必要があるときは、私の資産、収入並びに年金の加入期間、納付及び受給の状況等につき、貴保健福祉（環境）事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴保健福祉（環境）事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所

氏 名

印

保健福祉(環境)事務所長殿

様式第三十一号の次に次の一様式を加える。

様式第31号の2(第4条)

第 年 月 日 号

様

保健福祉（環境）事務所長 印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知書

あなたの にあたる さんに対して生活保護法による保護の
開始を決定いたしますので生活保護法第 2 4 条第 8 項の規定に基づき通知します。

氏 名	
保護の開始の申請 があった日	

(参考)

生活保護法第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第2項 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第24条第8項 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。

民法第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当所において、①定期的に会っているなど実際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

様式第三十五号その一を次のように改める。

様式第35号その1(第6条)

第 号
年 月 日

検 診 命 令 書

検診を受ける者の
居 住 地
氏 名 様

保健福祉（環境）事務所長 印

保護の決定及び実施上必要がありますので、下記のとおり検診を受けられるよう生活保護法第28条第1項の規定により命じます。

記

- 1 検診を受ける日時 年 月 日 時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称及び担当医師の氏名

注意

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令を受けないと、生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 3 この検診命令について疑問がある場合には、保健福祉（環境）事務所に相談してください。

(参考)

(報告、調査及び検診)

生活保護法第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

- 2 略
- 3 略
- 4 略

- 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

様式第三十五号その四の次に次の三様式を加える。

様式第35号の2その1(第7条)

第 号
年 月 日

様

保健福祉（環境）事務所長 印

保 護 決 定 に 伴 う 扶 養 義 務 に つ い て
(生活保護法第28条第2項の規定に基づく照会)

あなたの にあたる 氏の家庭は生活保護法による保護を当所に申請して(受けて)います。

同法を適用するに当たっては扶養義務者の扶養が優先して行われなければならないことになっています。

今後、あなたから 氏に対して毎月どの程度の扶養ができるか、別紙扶養届書に記載のうえご回答ください。

要(被)保護者

住 所

氏 名

様式第35号の2その2(第7条)

別紙

扶 養 届 書

年 月 日

福岡県 保健福祉（環境）事務所長 殿

扶養義務者 住 所
氏 名 印
電話番号

要(被)保護者 に対する扶養義務履行については次のとお
り { 扶養します } のでお届けします。
{ 扶養できません }

1 扶養の時期

年 月 日から

2 扶養の程度

(現金) 1か月(1か年) 円送金します。
(品物) 1か月(1か年) を 程度送ります。

3 扶養できない場合はその理由

[]

4 精神的な支援について

①精神的な支援の可否 可 ・ 否

②具体的な支援の内容等

[]

※ 精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話のやりとり、一時的な子ども
の預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりのことをいいます。

様式第35号の2その3(第7条)

第 年 月 日 号

様

保健福祉(環境)事務所長 印

生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について(依頼)

あなたの にあたる さん(住所)は生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

※ 「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当所において①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(担当者)

(参考)

生活保護法第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第2項 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第28条第2項 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。

民法第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

様式第三十六号その一を次のように改める。

様式第36号その1(第7条)

第 号
年 月 日

様

保健福祉（環境）事務所長 印

生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依頼)

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

1 被調査者の住所及び氏名

2 調査依頼事項

(参考) 生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三 (略)

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 (略)

(参考2) 生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

様式第三十八号その一及びその二を次のように改める。
様式第三十八号 削除

様式第六十八号の二を次のように改める。

様式第68号の2(第18条)

第 号
年 月 日

生活保護法による費用徴収決定通知書

様

保健福祉（環境）事務所長 印

あなたが現在までに受けた生活保護費のうち、生活保護法第78条第1項の規定による費用の徴収を下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 費用徴収金額
- 2 費用徴収決定理由及び徴収金額算定の基礎
- 3 徴収の方法

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対し審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

生活保護法第78条第1項 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

様式第七十一号を次のように改める。

様式第71号(第21条)

(表)

生活保護法指定医療機関 [指 定] 申請書
[指定更新]

名 称	(フリガナ)		医療機関コード									
所在地	〒 - Tel () -											
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は、「氏名(名称)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	氏名(名称等)	(フリガナ)										
		生年月日	年 月 日									
		住所(所在地)	〒 -									
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)							生年月日	年 月 日		
	住所	〒 -										
診療科名												
病床数	一般	床 (床)		結核	床 (床)							
	療養	床 (床)		感染症	床 (床)							
	精神	床 (床)										
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中							有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有 ・ 無 ・ 指定申請中							年 月 日指定(申請)				
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有 ・ 無	左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。		氏 名								
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)											

上記のとおり指定を申請します。

年 月 日

(申請先)

福岡県知事殿

〒 -
住所

申請者(開設者)

Tel () -

氏 名

印

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地又は住所地を管轄する保健福祉(環境)事務所を経由して提出してください。
- 2 医師、歯科医が申請する場合には、免許証の写を添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、福岡県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 4 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日まで、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。
- 6 「病床数」は、休床中の病床も含めて医療法により都道府県知事に許可された病床数を記入し、休床数を()内に記入してください。
- 7 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定」は、申請時点における結核指定医療機関としての指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は指定年月日を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、結核指定医療機関の指定の申請を行った日を記載してください。
- 9 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 10 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものであり、②に該当する場合には、診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。
 - ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
 - ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 11 申請者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第七十一号の次に次の一様式を加える。

様式第71号の2(第21条)

(表)

生活保護法指定 助産機関
施術機関 申請書

氏 名	(フリガナ)			
生 年 月 日	年 月 日			
住 所	〒 -	Tel () -		
開設している(勤務している)助産所又は施術所の名称	名 称	(フリガナ)		
開設している(勤務している)助産所又は施術所の所在地	所 在 地	〒 - Tel () -		
業 務 の 種 類	助産 ・ あん摩マッサージ指圧 ・ はり ・ きゅう ・ 柔道整復			

上記のとおり指定を申請します。

年 月 日

(申請先)

福 岡 県 知 事 殿 〒 -
住 所

申請者
氏 名
Tel () -

印

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地又は住所地を管轄する保健福祉(環境)事務所を経由して提出してください。
- 2 申請する場合には、免許証の写を添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、福岡県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 3 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 申請者の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び助産所又は施術所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第七十七号の次に次の三様式を加える。

様式第78号(第22条)

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所
氏名

印

保 健 福 祉 (環 境) 事 務 所 長 殿

様式第79号(第22条)

就労自立給付金決定調書

ケース番号	対象者氏名			世帯構成	
担当員	係長	課長	副所長	起案	年月日
				担当員	

就労自立給付金決定伺

調書のとおり決定してよろしいか。なお決裁の上は、様式第80号により通知してよろしいか。

就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄

算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額

積立合計額

上限額

支給額

決 定 理 由

支 給 日 及 び 支 給 方 法

様式第80号(第22条)

第 号
年 月 日

様

保健福祉(環境)事務所長 印

就 労 自 立 給 付 金 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の生活保護法施行細則の規定による様式の用紙は、なお当分の間、所要の修正をして使用することができる。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六十三号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表久留米市の項中

北野コスモス館	北野町高良一七〇六番地一
久留米市城島農村環境改善センター	城島町檜津七四三番地二
久留米市城島体育センター	城島町檜津一四六八番地
北野コスモス館	北野町高良一七〇六番地一
久留米市城島体育センター	城島町檜津一四六八番地
水縄校区コミュニティセンター	田主丸町石垣九一三番地一五
水縄校区コミュニティセンター	田主丸町石垣九一三番地一五
犬塚校区コミュニティセンター	三瀧町高玉満二九二二番地二
三瀧校区コミュニティセンター	三瀧町高三瀧五四六番地八
西牟田校区コミュニティセンター	三瀧町西牟田四四一二番地一

を、に、を、に改める。

福岡県選挙管理委員会告示第六十四号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委

員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 八幡西区の項中

九州厚生年金病院	北九州市八幡西区岸の浦一八一一
九州病院	北九州市八幡西区岸の浦一八一一
直方市の項中	
健康保険直方中央病院	大字感田五二三一五
福岡ゆたか中央病院	大字感田五二三一五
二 老人ホームの項中	
軽費老人ホームケアハウスくつろぎ	磯光一三〇一一二
軽費老人ホームケアハウスくつろぎ	磯光一三〇一一二
特別養護老人ホーム和（のどか）	磯光一二九四一一

人事委員会

福岡県職員の配偶者同行休業に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十四号

福岡県職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年福岡県条例第二十四号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。
(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第二条 条例第七条第二号に規定する人事委員会規則で定める事由は、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）第十六条第一項第六号又は第七号に定める特別休暇を取得した場合とする。

（昇給を行う日）

第三条 条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める日は、福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）第二十九条に定める日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 配偶者同行休業（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。

以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第八条第二項中「自己啓発等休業をし」の下に、「配偶者同行休業をし」を加える。

第十六条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 配偶者同行休業職員（配偶者同行休業をしている職員をいう。）

第二十条第二項第二号中「並びに第十六条第七号及び第八号」を「及び第十六条第七号から第九号まで」に改める。

第二十二条第五号中「第九号」を「第十号」に改める。

第二十六条第二項第三号中「並びに第十六条第七号及び第八号」を「及び第十六条第七号から第九号まで」に改める。

七号から第九号まで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一号中「条例第十条第四項に規定する場合に該当するものを除く。」の下に「若しくは同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の育児休業等に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第二項一号中「及び地方公務員法」を、「地方公務員法」に改め、「自己啓発等休業をしていた期間」の下に「及び同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年福岡県人事委員会規則第八号の一部を次のように改正する。）

第三条第一項第三号ハ中「第二条第四項」を「第二条第三項」に、「第十三条」を「第十九条」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 前項第三号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 自己啓発等休業をした期間

二 法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間

三 法第二十八条第二項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は退職手当条例

第五条第一項に規定する公務上の傷病（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

四 法第二十九条の規定による停職の期間

五 法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

六 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定による大学院修学休業をした期間

七 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業をした期間

八 前各号の期間に準ずる期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十九号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第十五号の作業の項中「及び第13号」を「、第13号及び第18号」に改め、同表中

第17号の作業	夜間緊急 処理作業	突発的に発生した業務（人事委員会が定める作業に限る。）を処理するために、正規の勤務時間（休日等、休暇その他職務に専念する義務を免除される時間を除く。）以外の時間において緊急の呼出しにより勤務をすることを命ぜられ、当該作業に従事する場合（勤務公署又はこれに準ずる場所以外から従事する場合に限る。）でその従事する時間帯の一部又は全部が夜間であるときの作業	1 回あたりの額 1,240円	警察職員（福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）第10条に規定する管理職手当の支給を受ける者を除く。）
---------	--------------	---	--------------------	--

第17号の作業	夜間緊急 処理作業	突発的に発生した業務（人事委員会が定める作業に限る。）を処理するために、正規の勤務時間（休日等、休暇その他職務に専念する業務を免除される時間を除く。）以外の時間において緊急の呼出しにより勤務をすることを命ぜられ、当該作業に従事する場合（勤務公署又はこれに準ずる場所以外から従事する場合に限る。）でその従事する時間帯の一部又は全部が夜間であるときの作業	警察職員（福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）第10条に規定する管理職手当を支給を受ける者を除く。）
第18号の作業	遠隔地水上警戒作業	遠隔地の離島周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う水上警戒の作業（人事委員会が認める作業に限る。）	警察職員

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第3号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年六月二十七日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第二十六項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

11 別表第十八号の作業の項の規定により、遠隔地水上警戒作業手当の支給の対象となる作業を認めること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。